

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月9日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
学校名	区分	教育の 対象者	部	課程等	学 科	修業 年限	学校名	区分	教育の 対象者	部	課程等	学 科	修業 年限
[略]							[略]						
岩手県立 盛岡みた け支援学 校	[略]						岩手県立 盛岡みた け支援学 校	[略]					
							岩手県立 盛岡ひが し支援学 校		知的障 害者	小学部			6年
										中学部			3年
										高等部	全日制	普通科	3年
岩手県立 花巻清風 支援学校	[略]						岩手県立 花巻清風 支援学校	[略]					
[略]							[略]						
[略]							[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。